

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	南箕輪村	国調人口 (H17. 10. 1現在)	13, 620
構成団体名		職員数 (H19. 4. 1現在)	123

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記載すること。

2 財政指標等

財政力指数	0. 655	標準財政規模 (百万円)	3, 191
実質公債費比率 (%)	18. 9 (H19)	地方債現在高 (百万円)	12, 692
経常収支比率 (%)	71. 0 (H18)	うち普通会計債現在高 (百万円)	4, 457
実質収支比率 (%)	8. 0	うち公営企業債現在高 (百万円)	8, 235
		積立金現在高 (百万円)	2, 103

注 平成17年度（又は平成18年度）の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。
 なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを採用するものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1. 0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
--

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で要旨を記載すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	南箕輪村財政健全化計画
計 画 期 間	平成19年度から平成23年度
既存計画との関係	南箕輪村集中改革プラン(H17~H21)
公表の方法等	南箕輪村広報紙、南箕輪村HP、南箕輪村議会への説明(H19. 12月議会)
基本方針	持続可能な財政基盤の構築を図るため財政健全化計画を策定する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	24	90		114
	補償金免除額	4	23		26
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会 計 債	一般単独(公園緑地)	1,280	2,046		3,326
	社会福祉施設整備事業債		10,367		10,367
					0
					0
小 計 (A)		1,280	12,413		13,693
出 一 般 債 等 計	上水道事業一般会計出資債	23,977	78,748		102,725
					0
					0
小 計 (B)		23,977	78,748		102,725
合 計 (A)+(B)		25,257	91,161		116,418

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通 会 計 債	義務教育施設整備債			2,172	2,172
小 計 (A)				2,172	2,172
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)				2,172	2,172
合 計 (A)+(B)				2,172	2,172

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会 計 債					
小 計 (A)					
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本村の人口は、平成12年以降は伸びが緩やかとなっているが、一貫して増加傾向が続く、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、県下低い率で推移している。産業構造は、第2次及び第3次産業の合計は、91.2パーセントで、第3次産業が第2次産業を若干上回っている。また、産業動向は、平成16年の事業所数は545、従業者数は5,580人で、平成13年に事業所数は減少したが、平成16年以降事業所数、従業者数とも微増傾向にある。立地条件は、中央自動車道が村内を南北に走り、また伊那ICは、村内にあり産業流通を中心に、また、近年特に観光客の出入が激しくなっている。このような中、本村の財政状況は、固定資産税の伸びを中心に村民税の歳入に占める割合が平成17年度(40.2%)、平成18年度(45.2%)と伸び、税制改正により個人住民税が増えることにより、その割合は更に増える見込みである。また、平成14年度から自主財源比率が50%を超え、平成18年度決算では、自主財源比率が58%に達し村であっても都市型の財政構造を示している。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 繰出金の適正</p> <p>村の起債残高の見直しは、一般会計では、平成16年度末約47億円の起債残高が年々減少する傾向にあるが、公共下水道事業特別会計は事業完了予定年度の平成23年度には約73億円になると見込まれる。また、下水道事業会計の起債償還額は平成20年度にピークに達し、以後漸減していくが、下水道への繰出金については、適正な額を算出していくよう努める。</p>
	<p>課 題 ② 企業誘致施策について</p> <p>固定資産税を中心として村民税は順調に伸びてはいるが、それに伴い地方交付税の減が今後も続くと思われる。財政基盤をより強固なものにするために企業誘致を中心とした産業振興策を図っていきたい。課題としては、進出企業に対し税収面での優遇措置をとった場合の交付税への減収補てん制度及び工業用地の確保等である。</p>
	<p>課 題 ③ 組織機構の見直しについて</p> <p>職員数を平成17年から5年間で10人削減する計画をたて、現在ほぼ計画に沿った形で人員減を行っている。類似団体との比較では村の特殊事情があり保育士数が多く、広域共同事務のための職員派遣も年々増加しており、庁内事務職員の事務量の増と臨時保育士の増が問題になっているため、組織機構の見直しに着手している。</p>
	<p>課 題 ④ 人口増加地区対策</p> <p>人口は、ほぼ微増状態で推移しているが、村内南部地区では、宅地開発に伴い人口の流入が著しく、平成8年度に新設開校した南部小学校も平成13年度には児童数の増加から2クラスの増築を行い、数年先にはまた増築の必要が出てくる可能性がある。また、この学区内にある保育園の建物の老朽化と園児数の増により平成21年度には全面改築の計画をしているが、有利な補助又は有利な起債がなく積立金の取り崩しを考えている。</p>
	<p>課 題 ⑤ 第三セクターについて</p> <p>村で出資している公社等は、村土地開発公社、(財)開発公社の二公社ある。(財)開発公社は、村の観光の拠点でもある大芝高原内に宿泊施設、日帰り温泉館等を営業し、過去、現在とも収益は安定しており今のところ財政面での不安を感じていない。また、公拡法の規定により設置した土地開発公社については、現在4億円の債務保証を行っているが、平成18年度決算状況は約11百万円の黒字であった。しかし、未売却土地の保有状況から来年度以降不安定な要素を含んでいる。しかし、企業誘致に伴う工場用地の確保及び公共施設の建設に伴う村有地確保のため、開発公社の役割は当村にとって重要である。</p>
留意事項	<p>下水道特別会計については、民間企業に匹敵する徹底した能率性、合理性が求められるため、平成19年度からは、地方公営企業法の適用を受けた。今後は、更なる合理性が期待できる。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記載する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
地方税	1,833	1,741	1,831	1,880	2,010	2,178	2,199	2,163	2,200	2,237
地方譲与税	287	295	343	348	411	295	293	290	287	284
地方特例交付金	72	71	60	68	52	14	14	14	7	7
地方交付税	1,218	988	1,077	943	904	780	803	836	917	860
小計(一般財源計)	3,410	3,095	3,311	3,239	3,377	3,267	3,309	3,303	3,411	3,388
分担金・負担金	43	33	36	38	35	32	32	32	32	32
使用料・手数料	178	174	172	173	155	161	161	161	161	161
国庫支出金	331	228	185	163	160	280	113	83	82	82
うち普通建設事業に係るもの	180	58	68	23	37	130	22	16	16	16
都道府県支出金	261	155	200	149	142	141	136	136	136	136
うち普通建設事業に係るもの	189	1	74	14	9	14	13	13	13	13
財産収入	76	74	62	80	70	73	73	73	73	73
寄附金	12	16	6	10	6	0	0	0	0	0
繰入金	205	74	379	90	2	80	46	86	10	10
繰越金	253	200	315	295	247	254	100	100	100	100
諸収入	32	28	84	37	52	46	46	46	46	46
うち特別会計からの貸付金返済額										
うち公社・三社からの貸付金返済額										
地方債	386	483	666	401	196	193	410	418	150	200
特別区財政調整交付金										
歳 入 合 計	5,187	4,560	5,416	4,675	4,442	4,527	4,426	4,438	4,201	4,228
人件費 a	1,073	1,067	1,045	1,030	990	1,000	1,011	1,006	994	965
うち職員給	701	701	682	681	649	668	675	670	657	638
物件費 b	747	785	747	756	720	727	726	730	730	730
維持補修費 c	12	12	10	14	11	15	15	15	15	15
a + b + c = d	1,832	1,864	1,802	1,800	1,721	1,742	1,752	1,751	1,739	1,710
扶助費	169	204	225	242	275	326	357	358	360	362
補助費等	664	547	573	525	533	881	905	978	953	976
うち公営企業(法通)に対するもの						288	303	370	354	371
普通建設事業費	1,046	482	1,040	632	299	627	622	544	327	412
うち補助事業費	408	128	121	49	15	280	135	122	111	105
うち単独事業費	638	354	919	583	284	347	487	422	216	307
災害復旧事業費			8	11	7					
失業対策事業費										
公債費	614	524	794	574	536	462	482	503	512	449
うち元金償還分	475	397	675	467	435	367	392	414	422	364
積立金	353	157	137	146	327	79	1	1	1	1
貸付金										
うち特別会計への貸付金										
うち公社、三社への貸付金										
繰出金	284	441	516	471	455	210	157	153	159	168
うち公営企業(法非通)に対するもの	141	271	330	273	254					
その他	25	25	26	27	25	100	50	50	50	50
歳 出 合 計	4,987	4,244	5,121	4,428	4,178	4,427	4,326	4,338	4,101	4,128

【財政指標等】

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
形式収支	200	315	295	247	264	100	100	100	100	100
実質収支	200	266	293	244	254	100	100	100	100	100
標準財政規模	3,376	3,092	3,088	3,180	3,191	3,268	3,287	3,305	3,454	3,471
財政力指数	0.569	0.619	0.623	0.645	0.655	0.694	0.707	0.709	0.690	0.677
実質赤字比率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
経常収支比率 (%)	70.2	74.0	78.6	74.1	71.0	71.0	71.0	71.0	71.0	71.0
実質公債費比率 (%)	—	—	—	18.1	18.9	13.9	12.8	12.8	13.2	13.1
地方債現在高	4,687	4,772	4,762	4,696	4,457	4,283	4,301	4,305	4,033	3,869
積立金現在高	1,877	1,959	1,721	1,778	2,103	2,102	2,057	1,972	1,963	1,954
財政調整基金	951	988	989	1,000	1,052	1,053	1,054	1,055	1,056	1,057
減債基金	432	463	299	300	350	350	351	352	352	352
その他特定目的基金	494	508	433	478	701	699	652	565	555	545

IV 行政改革に関する施策

項 目
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減
○ 地方公務員の職員数の純減の状況
○ 給与のあり方
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方
◇ 技能労務職員の給与のあり方
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方
◇ 福利厚生事業のあり方
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等
○ 物件費の削減
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目					
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保					
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進					
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>○ 行政改革や財政状況に関する情報公開 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>◇ 給与及び定員管理の状況の公表</td> </tr> <tr> <td>◇ 財政情報の開示</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>○ 公会計の整備</td> </tr> <tr> <td>○ 行政評価の導入</td> </tr> </table>	○ 行政改革や財政状況に関する情報公開 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>◇ 給与及び定員管理の状況の公表</td> </tr> <tr> <td>◇ 財政情報の開示</td> </tr> </table>	◇ 給与及び定員管理の状況の公表	◇ 財政情報の開示	○ 公会計の整備	○ 行政評価の導入
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>◇ 給与及び定員管理の状況の公表</td> </tr> <tr> <td>◇ 財政情報の開示</td> </tr> </table>	◇ 給与及び定員管理の状況の公表	◇ 財政情報の開示			
◇ 給与及び定員管理の状況の公表					
◇ 財政情報の開示					
○ 公会計の整備					
○ 行政評価の導入					
7 その他					

注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「I」に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

具体的内容

村集中改革プランの人員削減計画では、平成17年4月1日現在の一般職全職員数148人を5年後の平成22年4月1日までに10人削減をし138人(△6.8%)にする。平成19年4月1日現在2年間で7人の削減を行い、目標を上回るペースで進んでいる。また、公営企業会計の下水道事業については、平成23年度管路工事が完了する見込みであるので、前年度(平成22年度)から人員減を図り人件費を削減し、課題①繰出金の適正な額の支出に努め、課題③組織機構の見直しにより普通会計職員数の更なる削減も併せて行いたい。

平成18年4月1日からの国家公務員給与改革にならい当村としても年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築するとともに、平成19年4月1日からは、勤務評価制度を取り入れ職務・職責や勤務実績に応じた給与の支給を行っている。なお、地域手当のあり方については、支給地域に該当しないので当然無支給としている。

当村の技能労務職の大部分は、学校及び保育園の調理員が対象になっている。現在の村の昇給システムは、職階制としている現状では、技能労務職については、行政職(一)表の3級を上限として昇給している。現在の昇給システムも含め技能労務職員等の給与見直しに向けた取組みの中で、類似の民間従業員の給与データ等の取得が困難な上、職員組合との協議に時間がかかるため、平成19年度中の策定及び公表は難しく、平成20年度を目途にその取組みを行い、住民にわかりやすく明示した取組方針を公表できるようにしていく。

職員の新陳代謝を促進することにより職員構成の刷新と行財政運営の適正化に資するため、幹部職員等の勇退を促進する狙いで勤続11年以上かつ50歳以上の職員を対象に勧奨を行っているが、退職手当の優遇措置は国の基準と同様であり、給与の特昇などの優遇措置は、平成18年4月1日から撤廃を行ったところである。

健保組合(共済組合)については、地方公務員等共済組合により適切に運営処理が行われているが、組合員の減少傾向が定着する一方、医療費については増加傾向にあり、また、年金一元化等の施策等も検討され今後も厳しい状況が続くものと思われ、事業主負担適正化等に向けた見直し状況や方針等については、いずれ議論の対象になると思われるが現在のところ把握していない。職員の福利厚生事業については、地方公務員法第42条に規定する「その他の厚生制度」を現在加入している長野県市町村職員互助会(60市町村、31事務組合等で構成)に委託している。組合負担のうち職員3/1,000、村3/1,000を負担し、平成18年度決算村負担額は、1,718千円である。

職員数の削減、保育事業の充実により保育園を中心として臨時職員の需要が高まる中、臨時職員賃金が年々増加し物件費全体を高めてきたが、需要費予算を毎年5%カットし物件費の上昇に一定の歯止めをかけてきた。その成果が平成18年度決算に現れ昨年度対比△4.7%になった。平成19年度以降750百万円(平成17年度対比△0.8%)以下で推移するよう徹底を図る。

平成18年4月1日から自治法改正により「公の施設」59施設中、34の施設に対し指定管理者制度を導入している。民間委託については、学校給食センター調理業務や保育園給食業務を中心に関係機関と十分な協議をする中で検討していきたい。PFIについては、新たな施設建設の計画が浮上した際には、投資効果や効率等の観点からPFI手法を検討する。

具 体 的 内 容

年々低落する徴収率へ歯止めをかけ、徴収率向上へ転換するため、徴収担当のみが行っていた滞納整理を平成17年度から収税係を新設し、徴収体制の充実強化を行うとともに、滞納整理を年2回庁内全職員に広げ滞納整理の強化を図っている。(村税徴収率H15 93.3%, H16 93.7%, H17 93.7%, H18 94.4%)
売却可能資産の処分については、遊休土地や不用な資産等について、売却や貸付等を検討し、現在2筆(590㎡)を売却するよう準備を進めている。

公社の経営健全化については、その設立目的や業務の内容、運営状況などを年4回の理事会及び毎月1回の経営状況報告により常にチェックできる体制に努めている。公社の地方独立行政法人への移行等については、課題⑤第三セクターにあるように喫緊の課題ではないが、今後民間委託等を視野に入れ、その経営の健全化、効率化などを検討していきたい。

給与及び定員管理の状況の公表については、毎年11月に広報紙に掲載し、村ホームページに総務省様式に沿った資料を掲載している。村資料の公開の基本的考え方は、住民と行政が情報を共有することが村づくりの基本となるため、広報紙、ホームページや地域組織を通じて積極的に情報を提供していく。

決算関係の情報開示については、9月議会決算認定を受け、速やかに9月末から10月はじめにかけ原稿等を起こし、11月の広報紙及びホームページに毎年掲載をしている。

他の財政資料の情報提供については、予算(広報紙4月掲載、HP)、バランスシート、行政コスト計算書(HP)、総務省様式(市町村財政比較分析表、財政状況等一覧(HP))、プライマリーバランス(広報紙)などである。

従来の総務省方式のバランスシートは、平成12年度から作成し、行政コスト計算書については、平成13年度から作成し、それぞれHPにより公開してきたところである。H18.8.31「地方行革新指針」による財務書類の作成スケジュールについては、平成19年度決算から従来のバランスシートに公営企業会計を加えた連結バランスシートを作成し、平成20年度に新基準による貸借対照表、行政コスト計算書を平成21年度に試行的に資金収支計算書及び純資産変動計算書を追加作成し、平成22年度決算から作成基準に沿った連結財務書類4表の作成及び公表を計画している。

平成18年度から試行的に全職員が2つの事務事業を評価して行政評価について理解を深めたことである。平成19年度からは、全事務事業を評価することになり、本格的にスタートすることになっている。また、住民の視点に立った行政運営の遂行を図るため、住民による行政評価組織を設け外部評価も併せて実施する。

①重要な施策等を立案する場合、施策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、パブリックコメント制度の導入を検討。②自助、共助、公助の方針・基準を定め、協働の村づくりを取り組みやすくするための「協働の村づくりマニュアルの作成」を平成19年度中に作成する。③各種補助金を一本化し、各地区が各種の事業を、自ら考え自ら行えるよう、新たな地区交付金制度を検討する。④開庁時間の延長を実施する場合や、夜間の会議の場合等に庁内職員の時差勤務制度(フレックスタイム)を検討する。

「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱ

